九運鹿分公第７号

公　　示

令和８年度第２回自動車検査員教習の実施について

自動車検査員教習を下記のとおり実施することとしましたので公示します。

記

１．受講申込の受付期間及び場所並びに必要書類

（１）受付期間　令和８年１１月３０日（月）～１２月４日（金）
平日の８時３０分から１６時(昼休み時間は除く)

（２）受付場所　　一般社団法人鹿児島県自動車整備振興会教育課

（３）必要書類

・申込書

・整備主任者として選任されていた期間の就業証明書及び直近の整備主任者研修を受講したことを証明する書面

・申請者の宛名を記入した封筒　２部（１１０円切手貼付）

２．受講者定員

先着７０名（試問のみを受ける者含まず）

先着５０名（試問のみを受ける者）

３．受講資格

(１)　教習の受講申込者は、道路運送車両法施行規則第６２条の２の２第１項第７号の整備主任者（同号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者に限り、二級自動車シャシ整備士の技能検定のみに合格した者を除く。）として教習開始日（教習修了試問日）の前日において１年以上(一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあっては、６月以上)の実務の経験を有し、かつ、適切に業務を行っていた者であること。

なお、教習受講申込み者は直近の整備主任者研修（法令研修）を受講していること。

(２)　道路運送車両法第９４条の４第４項に基づき自動車検査員の職を解任され、自動車検査員再教習受講通知を受けた者。

(３)　道路運送車両法の規定に違反(自動車検査員の解任命令に相当するものに限る。)する事実が認められ、かつ、当該行政処分の決裁日以前に自動車検査員の職を解任され、自動車検査員再教習受講通知を受けた者。

※（２）、（３）については、「自動車検査員教習」を「自動車検査員再教習」と読み替える。

４．教習及び教習修了試問の日時及び実施場所

（１）教習の日時

令和９年１月１３日（水）～令和９年１月１６日（土）　９時～１７時

（２）教習修了試問の日時

令和９年２月３日（水）　１０時～１２時

（３）教習及び修了試問の場所

一般社団法人鹿児島県自動車整備振興会

５．教習の科目及び時間

・基礎法令　３時間
・整備関係法令等　４時間
・検査関係法令等　２１時間（実習含む）

６．その他

（１）教習資料

・自動車検査員教習資料（九州運輸局監修）
・自動車検査用機械器具の構造と取扱い
・検査員必携
・完成検査の実務
・実習ノート

※教習開始前に受講者へ別途お知らせします。

（２）予定講師

運輸支局職員、独立行政法人自動車技術総合機構職員、自動車整備振興会技術講習所職員、自動車機械工具協会職員

令和８年１０月３０日

鹿児島運輸支局長
小山　充

九州運輸局鹿児島運輸支局長